

収入状況届出者一覧 (1単位あたりの授業料を徴収する場合)

国公私		学校種・課程等												
学校名							支給開始年月	H26.7						
認定番号	生徒氏名	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額(月額)【a】	授業料減免額(月額)【b】	授業料実額(月額)【A(=a-b)】	支給限度額(月額)【B】	所得制限・加算の区分	支給額(月額)【C】	加算額(月額)	総支給額(月額)	所得確認期間	備考
計	名													

- (注)
- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
 - 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④中等教育学校(後期課程)」、「⑤特別支援学校(高等部)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程・一般課程)昼間学科」、「⑧専修学校(高等課程・一般課程)夜間等学科」、「⑨専修学校(高等課程・一般課程)通信制学科」、「⑩各種学校(外国人学校・その他)」の別を記入すること。
 - 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
 - 「授業料額(月額)【a】」の欄は、「1単位あたり授業料額」、「履修期間」、「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し、その計算方法は、 $[1\text{単位あたり授業料額} \div \text{履修期間} \times \text{履修単位数}]$ となる。
 - 「授業料減免額(月額)【b】」とは、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額)をいう。
 - 「授業料実額(月額)【A】」の欄は、「授業料額(月額)【a】」から学校設置者による「授業料減免額(月額)【b】」を引いた額を記入すること。
 - 「支給限度額【B】」の欄は、次の計算方法によって算出すること。 $\text{支給限度額} = 4,812\text{円} \div \text{履修期間} \times \text{履修単位数}$
ただし、履修単位数は、年間支給対象単位数の上限(30単位)及び在学期間中の支給対象単位数の上限(74単位)を超えない単位数で計算すること。
 - 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給資格者に限る)については「差止」を、市町村民税所得割額が基準額以上となる生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
 - 「支給額【C】」の欄は、「支給限度額【B】」と「授業料実額(月額)【A】」を比較し、いずれか低い方の額となる。
 - 「授業料額(月額)【a】」、「授業料減免額(月額)【b】」、「支給限度額【B】」については、1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。
 - 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給開始月) - ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

収入状況届出者一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名			支給開始年月 H26.7

認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・加算の区分	支給額 (月額)	加算額 (月額)	総支給額 (月額)	所得確認期間	備考
14-001-0001-1001	就学 太郎	30,000円	0円	2.0倍	9,900円	9,900円	19,800円	1407-1506	
14-001-0001-1002	就学 二郎	30,000円	0円	所得制限	-	-	-	-	
14-001-0001-1003	就学 三郎	30,000円	0円	差止	-	-	-	-	収入状況届出書未提出
計	名				9,900円	9,900円	19,800円		

(注)

- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。
- 「学校種・課程等」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程・一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程・一般課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（高等課程・一般課程）通信制学科」、「⑩各種学校（外国人学校・その他）」の別を記入すること。
- 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）
- 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。）を記入すること。（1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。）
 (例：授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
- 「所得制限・加算の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒（受給資格者に限る）については「差止」を、市町村民税所得割額が基準額以上となる生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「加算なし」、「1.5倍」、「2.0倍」、「2.5倍」の別を記入すること。
- 「所得確認期間」の欄は、「**（西暦下2ケタ）**（支給開始月）-**（西暦下2ケタ）**（支給終了月）」とすること。